クビアカツヤカミキリは、 特定外来生物に指定されています。

- ●特定外来生物は、飼養(飼育)・保管、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されています。
- ●外来生物法に違反すると、個人の場合は最大で 300 万円の罰金もしくは 3 年間の懲役、法人の場合は 最大で 1 億円の罰金が科されます。



原産地は中国、朝鮮半島、ベトナム北部など。 貨物などの物資にまぎれて日本に侵入した と考えられています。

成虫は 5 月末~ 8 月に発生します。

すぐに交尾した後、飛び回って幹や主枝の割れ目に産卵します。 ふ化した幼虫は木の内部に入り込んでいきます。 木の中でさなぎから成虫になり、 幹に細長い穴(脱出孔)をあけて、 出てきます。



脱出孔(右上)と幼虫、フラス(下)の写真提供:埼玉県環境科学国際センター

幼虫は樹木の内部で、2~3年かけて成長し、さなぎになります。



幼虫が入り込んだ樹木からは、うどん状のフラス (幼虫のフンと木くずが混ざったもの) が排出されるため、目印となります。 幼虫の成長が進むと、さらに大量のフラスが排出されます。

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。 2012 年に日本国内で初めて発見されて以来、全国各地に次々と分布を拡大し、街路樹や果樹園で被害が出ています。

被害の拡大を食い止めるためには、見つけたら早期に駆除することが重要です。

上の写真のようなカミキリムシやフラスを見つけた場合は、土地や施設の管理者、最寄りの 関係行政機関にお知らせください。



・全国に飛び地的に拡がっています

今後、いつ・どこの地域で見つかってもおかしくありません。

被害1

ウメやモモ等の果樹を加害し、 甚大な農業被害をもたらします。

兵庫県(2022年)

大阪府(2015年)

被害 🤈

サクラやウメ・モモの他にも 様々な樹種を食害するため、 生態系にも影響をおよぼすお それがあります。

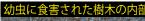
京都府(2024年) 愛知県(2012年) 奈良県 (2019年)

群馬県(2015年)

栃木県 (2016年)

茨城県(2019年) 埼玉県(2013年)

公園や街路樹などのサクラ が加害されると景観が悪化し たり、お花見を楽しむことが できなくなってしまいます。





E重県 (2019年) 和歌山県 (2017年)

東京都 (2015年)

神奈川県(2021年)

徳島県 (2015年)

確認されている都道府県)内は初確認年

食害が進むと、枝が落ちたり木が倒れたりして、人がけがをするおそ れがでてきます。また、まん延を防ぐために薬剤を注入したり、場合に よっては枯れていなくても伐採しなくてはならないこともあります。



(F)(下)写直提供:樹木医1589

防除・伐採時の留意点

- ●伐採後も幼虫は木の中で生き続け、成虫になることができるため、 伐採した木は放置せず、速やかに焼却または粉砕する必要があり ます。また、切り株は抜根するか、それが困難な場合はブルーシー トやモルタルなどで被覆する処置をしてください。
- ●伐採したり、枯死した木を安易に移動させると、クビアカツヤカ ミキリを拡散し、被害の拡大につながるおそれがあるため、移 動させる前に適切な処置をする必要があります。
- ●防除のために木にネット等を巻く場合、木とネットを密着させる と食いやぶってしまうため、ある程度余裕をもたせてください。



もし、クビアカツヤカミキリを見つけたら

- ・下記の環境省地方環境事務所、または土地や施設の管理者、自治体窓口までご連絡ください。
- ・発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。
- ・可能であれば、写真を撮影してください。
- ・成虫を捕まえた場合は殺処分してください(生きたまま持ち運ぶことは違法となります)。
- ・死んでいる個体であっても、見つけた場合には連絡してください。

お問い合わせ

北海道地方環境事務所 011-299-1954 釧路自然環境事務所 0154-32-7500 東北地方環境事務所 022-722-2876 048-600-0817 関東地方環境事務所

信越自然環境事務所 026-231-6573 中部地方環境事務所 052-955-2139 近畿地方環境事務所 06-6881-6505 中国四国地方環境事務所 086-223-1561

四国事務所 087-811-7240 九州地方環境事務所 096-322-2413 沖縄奄美自然環境事務所 098-836-6400

